

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援金 要項

駿河台大学

1. 目的

駿河台大学（以下「本学」という。）に在籍する学生に対し、緊急支援金（以下「支援金」という）を支給し、遠隔授業による講義を始める上で必要となる端末等の情報機器の確保、インターネットの通信環境の構築、通信費用の補助などの経済的支援を行うことにより、学生が学修に専念できる環境の整備を図ることを目的とする。

2. 受給資格

本学に2020年5月1日現在で在籍している大学院生及び学部生で5月13日からの授業科目を履修する予定者のうち緊急支援金支給のための申請を行った者。

* 1 外国人留学生のうち国外在住者は日本入国後に給付。

3. 給付金額

一律 50,000円

4. 申請期間及び給付期間

(1) 申請期間：2020年5月中旬～2020年8月末日まで

(2) 給付期間：2020年6月下旬～2020年9月下旬

5. 給付方法

ホームページにて案内を行い、ポータルサイトを通じて申請を受け付ける。

各月末までの申請に対し翌月下旬に振込を行う。なお、受給資格者は所属学部の事務局を通じて支援金の給付を辞退することができる。

（支援金は学生の学習環境整備を図ることを目的とします。学部生の振込先は原則、保証人様の名義の振込口座としていただきます。また、外国人留学生及び大学院生については学生本人名義の振込口座としてください。）

6. その他

2020年度学費等納付金を納入しないまま退学した場合や本学学則に反する行為などを行った場合は、既に給付した支援金の全額または一部の返還を求める場合がある。

以上

(2020.05.13)